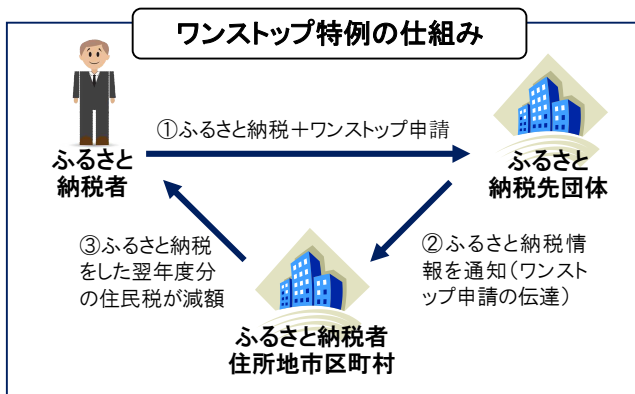


ふるさと納税ワンストップ特例 申請のご案内

平成27年4月の寄附から、サラリーマンの方は確定申告をせずに寄附金控除を受けられる場合があります

Q. ふるさと納税ワンストップ特例とは？

A. 平成27年4月1日以後の寄附分から新たに導入された特例制度で、確定申告も住民税申告も行わない給与所得者(年末調整済)の方に限り、寄附先の自治体(室蘭市に寄附した場合は室蘭市)にこの特例の申請をすることで、確定申告をせずに、より簡単に、ふるさと納税の寄附金控除が受けられるようになりました。



注意点 3 Point

- ①給与所得者であっても、確定申告の義務がある方(給与所得が2,000万以上の方や、給与以外の所得(年金など)が20万以上ある方など)はこれまで通り確定申告を通じて寄附金控除を受けてください。
- ②6力以上の自治体に寄附する場合は確定申告が必要です。
- ③医療費控除などを受けるために確定申告や住民税申告をされる方はこの特例の適用になりませんので、確定申告を通じて寄附金控除を受けてください。

※この特例を利用すると、所得税と住民税の寄附金控除相当額が翌年度の住民税から控除されます(確定申告をした場合と同額が控除されます)。

申請をご希望される方は、下記の手順でお申込みください

■申請方法

(1) 「令和〇〇年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載してください(別紙に記載例がありますのでご覧ください)。

＜記載の注意点＞

※ 「2. 申告の特例に関する事項」は、①と②、両方に☑が必要です。

→ ①は、確定申告の義務者ではないことと、ふるさと納税の寄附金控除以外の控除(医療費控除など)を受けるために確定申告も住民税申告もする予定がないことを確認しています。

→ ②は、ふるさと納税の寄附先が5団体以内となる予定であることを確認しています。

①と②、両方の要件を満たしていないとワンストップ特例の対象になりません。

両方に当てはまるかをよくご確認いただき、二か所ともチェックの付け忘れがないようご注意ください。

(2) 記載した申請書と、個人番号(マイナンバー)確認のため通知カードの写しと本人確認書類(写真付きの場合は1点、写真なしの場合は2点)の写しを一緒に送付してください。個人番号カード(マイナンバーカード)の場合は表裏面(表の顔写真と裏の個人番号が確認できる面)の写しのみ添付してください。後日、ご本人様用申請控えとなる「受付書」を送付いたします。

■その他 注意事項

※ この特例の申請をした後に、6団体以上にふるさと納税を行ったり、確定申告や住民税申告をした場合、この申請は無効となってしまいますので、確定申告で寄附金控除の申告(住民税に関する事項を含む)をするのを忘れないようご注意ください。

＜お問い合わせ先＞ 〒051-8530 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル1階
室蘭市役所 市税課 市民税係 TEL(0143)25-2294 FAX(0143)22-1119